

令和7年第2回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

令和7年5月15日 開会

}

令和7年5月15日 閉会

吉田町議会

令和7年第2回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月15日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○議案第32号～議案第37号の一括上程、説明	2
○報告第1号の報告	7
○議案第32号の質疑、討論、採決	9
○議案第33号の質疑、討論、採決	9
○議案第34号の質疑、討論、採決	10
○議案第35号の質疑、討論、採決	10
○議案第36号の質疑、討論、採決	14
○議案第37号の質疑、討論、採決	14
○日程の追加について	18
○議長辞職の件	18
○日程の追加について	19
○議長選挙	19
○議長就任挨拶	20
○日程の追加について	20
○副議長辞職の件	21
○日程の追加について	21
○副議長選挙	22
○副議長就任挨拶	23
○日程の追加について	24
○議席の一部変更	24
○常任委員会員の選任	25
○議会運営委員会委員の選任	26
○日程の追加について	26

○議会閉会中の継続調査について.....	2 7
○町長挨拶.....	2 7
○議長挨拶.....	2 7
○閉会の宣告.....	2 8

開会 午前 9時00分

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和7年第2回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には、公私ともに御多用の中、御出席いただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出されます諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達されますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 開会に当たりまして、町長から御挨拶をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

ここから見る議会の風景も、本当にここ2年でがらっと変わってしまいました。増田伸介議員がお亡くなりになり、そして、河原崎昇司議員がお亡くなりになり、また、元気だった盛 純一郎議員がお体がこんな状況になって、本当に風景というのも変わるものだなと、こんなふうに思っています。

もちろん今日は臨時会でございまして、上程をしました議案について、皆さんの審議をお願いするわけでございますけれども、本命は議会の人事でございまして、町民の負託に応えることのできるような新しい議会の姿をぜひとも実現していただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（大石 巖君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は11名であります。ただいまから令和7年第2回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会に説明員として委任または嘱託され、出席する者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大石 巖君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によりまして、6番、三輪美由紀君、7番、平野 積君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大石 巖君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定をいたします。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎議案第32号～議案第37号の一括上程、説明

○議長（大石 巖君） 続いて、会議規則第35条の規定によりまして、日程第3、第32号議案から日程第8、第37号議案までの6議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和7年第2回吉田町議会臨時会に上程されました議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程されました議案は、専決処分事項の承認を求めることについて3件、契約の締結について1件、町道の路線廃止について1件、町道の路線認定について1件の合計6件でございます。

それでは、議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第32号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

本議案は、令和7年度税制改正の大綱を受け、地方税法制施行令等の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴いまして、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同法同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額が引き上げられるとともに、5割減額、2割減額の軽減判定所得の算定方法において、被保険者数等に乗ずる金額を引き上げることなどの所要の改正を行うものでございます。

第33号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和7年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同法同条第2項の規定により御報告をさせていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、軽自動車税種別割の標準税率と区分の見直しに伴う税率と区分を改正するなど、地方税法等の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

第34号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、第33号議案と同様に、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律などが令和7年3月31日に公布されたことに伴いまして、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同法同条第3項の規定により御報告をさせていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、地方税法が改正されたことに伴い、引用する法律の条ずれに対応するなどの所要の改正を行うものでございます。

第35号議案は、令和7年度公立学校情報機器整備事業吉田町立小中学校学習者用コンピュータの取得についてでございます。

本議案は、小・中学校学習者用コンピュータを地方自治法施行令第167条の2第1項第2項の規定による契約により、契約金額1億632万3,360円で西日本電信電話株式会社静岡支店、静岡支店長、番匠俊行と売買契約を締結し、取得することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第36号議案は、町道の路線廃止についてでございます。

本議案は、民附9号線に関連する町道を廃止する必要がありますことから、住吉地内の1路線について、町道の路線廃止をお認めいただくとするものでございます。

第37号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、民附9号線ほか2路線に関連する町道を認定する必要がありますことから、住吉地内の3路線について、町道の路線認定をお認めいただくとするものでございます。

以上が上程されました6議案の概要でございます。議案の詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いいたします。

初めに、税務課長、お願いします。

税務課長、山村加奈子君。

〔税務課長 山村加奈子君登壇〕

○税務課長（山村加奈子君） 税務課でございます。

税務課からは、本議会に上程されました第33号議案及び第34号議案について御説明申し上げます。

初めに、議案書の４ページ及び８ページを御覧ください。

第33号議案及び第34号議案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が令和７年３月31日に公布され、原則として同年４月１日から施行されることに伴い、第33号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例及び第34号議案 吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第１項の規定により専決処分させていただきましたので、同法同条第３項の規定に基づき御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

初めに、第33号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）から御説明申し上げます。

議案書の４ページから７ページまでと参考資料ナンバー２を御覧ください。

今回の主な改正内容は、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正、減免申請書の記載事項に係る規定の整備及びマイナ免許証の運用開始に伴う規定等の整備、特定マンションに係る特例適用規定の新設を行うとともに、項ずれの反映を行ったものでございます。

それでは、参考資料ナンバー２の新旧対照表に基づいて御説明申し上げますので、参考資料の１ページを御覧ください。

最初に、第82条は、軽自動車税の種別割の税率について、ウとして、二輪のもので総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものについて新たな区分を設け、その税率を年額2,000円と規定するとともに、それに伴う必要な諸改正を行ったものでございます。

次に、２ページを御覧ください。

第89条は、軽自動車税の種別割の減免について、第82条における区分の見直しに伴い、減免申請書の記載事項に係る規定を整備したものでございます。

次に、２ページから３ページにかけまして、第90条は、身体障害者等に対する種別割の減免について、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備を行ったものでございます。

次に、４ページを御覧ください。

附則第10条の２は、いわゆるわがまち特例として定める割合について、法律改正に伴い生じた項ずれに対応したものでございます。

次に、附則第10条の３は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、特定マンションに係る特例として、申請書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設するとともに、条例の項ずれに対応したものでございます。

最後に、５ページを御覧ください。

附則でございます。

第１条において、本条例は関係法令等の施行期日に合わせ、施行期日を令和７年４月１日としております。

次に、第２条において、固定資産税の適用について経過措置を定めております。

最後に、第３条において、軽自動車税の適用について経過措置を定めております。

続きまして、第34号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税

条例の一部を改正する条例)について御説明申し上げます。

議案書の8ページから10ページまでと参考資料ナンバー3を御覧ください。

今回の主な改正内容は、法律改正により生じた項ずれの反映を行ったものでございます。

それでは、参考資料ナンバー3の新旧対象表に基づいて御説明申し上げますので、参考資料の1ページを御覧ください。

最初に、附則第3項から第5項までは、わがまち特例として定める割合について、法律改正に伴い生じた項ずれに対応したものでございます。

次に、附則第16項は、市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例について、法律改正に伴い生じた項ずれに対応したものでございます。

次に、2ページを御覧ください。

附則でございます。

第1項において、本条例は関係法令等の施行期日に合わせ、施行期日を令和7年4月1日としております。

次に、第2項において、都市計画税の適用について経過措置を定めております。

以上、第2回議会臨時会に上程されました2議案の内容でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(大石 巖君) 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、田代三明君。

〔町民課長 田代三明君登壇〕

○町民課長(田代三明君) 町民課でございます。

町民課からは、第32号議案の専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページ及び2ページを御覧ください。

本議案は、令和7年度税制改正の大綱が令和6年12月27日に閣議決定され、国民健康保険税の賦課限度額等の見直しが示されたことに伴い、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行することとされたことから、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定に基づき御報告させていただき、併せて御承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、議案書の3ページと参考資料ナンバー1の新旧対照表を併せて御覧いただきたいと存じます。

今回の改正は、国制度の改正内容と同様に、国民健康保険税負担の公平性の確保及び中間所得層の保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるとともに、併せて低所得層の被保険者の負担に配慮するため、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するものでございます。

まず、第2条におきまして、第2項の基礎課税額の限度額を現行の65万円から1万円引き上げ、66万円に改め、第3項の後期高齢者支援金等課税額の限度額を現行の24万円から2万円引き上げ、26万円に改めるものでございます。

次に、第23条におきましては、さきの第2条第2項及び第3項の改正に合わせ、同条第1項に規定する基礎課税額の限度額について、65万円を66万円に改め、後期高齢者支援金等課

税額の限度額について、24万円を26万円に改めるとともに、現在国民健康保険に加入している低所得層の負担を軽減するため、世帯の所得が一定以下の場合には、国民健康保険税の被保険者均等割と世帯別平等割において、それぞれ7割・5割・2割の軽減措置が講じられておりますが、軽減を受ける世帯の範囲が縮小することのないよう、同項第2号の5割軽減の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額について、29万5,000円を30万5,000円に、同項第3号の2割軽減の算定においては54万5,000円を56万円に改め、軽減措置を拡大する改正でございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、附則により令和7年4月1日からと定めるとともに、本条例の改正後の規定は令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については従前の例によることと、適用区分を定めるものでございます。

以上が、町民課からの1議案につきましての説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） それでは、続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、柳原真也君。

〔建設課長 柳原真也君登壇〕

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

建設課からは、第36号議案、第37号議案の2議案について御説明申し上げます。

初めに、第36号議案 町道の路線廃止について御説明申し上げます。

議案書の13ページを御覧ください。

本議案は、道路法第10条第3項の規定に基づき、町道の路線を廃止しようとするもので、土地の開発行為に伴い、住吉地内の1路線の廃止をお認めいただこうとするものでございます。

提出議案の14ページの一覧表と、参考資料ナンバー5の1ページの位置図と2ページの口述書を併せて御覧ください。

民附9号線は、延長が17.2メートル、幅員が6メートルから10.5メートルでございます。この路線は、路線の終点を変更するため一旦廃止し、再認定をお認めいただこうとするものでございます。

次に、37号議案 町道の路線認定について御説明申し上げます。

議案書の15ページを御覧ください。

本議案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を認定しようとするもので、土地の開発行為に伴い、住吉地内の三つの路線の認定をお認めいただこうとするものでございます。

提出議案の16ページの一覧表と、参考資料ナンバー6の1ページの位置図、2ページの口述書を併せて御覧ください。

一つ目の路線は、民附9号線で、延長が70メートル、幅員が6メートルから15メートルでございます。さきに廃止の説明をさせていただきました路線の終点を延伸し、再度認定をお認めいただこうとするものでございます。

二つ目の路線は、民附10号線で、延長が79.1メートル、幅員が6メートルから13メートルでございます。

次に、三つ目の路線は、民附11号線で、延長が31.5メートル、幅員が6メートルから13.1メートルでございます。

民附10号線と民附11号線につきましては、新たな道路として認定を認めいただこうとするものでございます。

以上が、建設課からの2議案の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 続きまして、学校教育課長、お願いします。

学校教育課長、田邊 誠君。

〔教育委員会事務局長兼学校教育課長 田邊 誠君登壇〕

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

学校教育課からは、第35号議案 令和7年度公立学校情報機器整備事業吉田町立小中学校学習者用コンピュータの取得について御説明申し上げます。

議案書の11ページから12ページ及び参考資料ナンバー4を御覧ください。

本議案は、本年度公立学校情報機器整備事業としまして、吉田町立小・中学校学習者用コンピュータを取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により。議会の議決をお願いするものでございます。

今回取得する品名は、学習者用コンピュータでございます。

契約の方法につきましては、本契約に先立ち、静岡県が県内の本事業実施主体の更新台数を集計し、共同調達による一般競争入札を実施したため。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、共同調達の落札決定事業者と随意契約を締結するもので、4月28日に仮契約を締結しております。

契約の金額は、1億632万3,360円でございます。

契約の相手先は、静岡県静岡市葵区城東町5番1号、西日本電信電話株式会社静岡支店、静岡支店長、番匠俊行でございます。

続いて、参考資料ナンバー4により、事業の概要を御説明いたします。

事業の名称は、令和7年度公立学校情報機器整備事業吉田町立小中学校学習者用コンピュータ購入でございます。

事業の目的は、令和2年度にGIGAスクール構想として導入しました児童生徒の1人1台端末につきましては、導入から5年が経過することから、現在使用している端末の入替を実施するため、新たに端末を購入するものでございます。

事業の内容は、学習者用コンピュータ、クロームブックを令和7年10月31日までに、住吉小学校分として377台、中央小学校分として529台、自彊小学校分として425台、吉田中学校分として757台、予備機分として327台、計2,400台を納入するものでございます。

第35号議案の説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 以上で上程議案の説明が終わりました。

○議長（大石 巖君） 日程第9、法令に基づく報告を行います。

第1号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）、担当課長から報告をお願いします。

総務課長、お願いします。

総務課長、太田順子君。

〔総務課長 太田順子君登壇〕

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

総務課から、第1号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）の御説明を申し上げます。

議案書の17ページを御覧ください。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事項につきまして、同法同条第2項の規定に基づき、議会に御報告させていただくものでございます。

今回専決処分した事項は、物損事故による損害賠償の額を定めることに係る1事案でございます。

議案書18ページを御覧ください。

本事案は、本年4月23日に専決処分したものでございます。

相手方は、御覧の方でございます。

事故の概要としましては、本年1月29日午前11時20分頃、保健センター駐車場内において、駐車していた公用車の助手席に乗り込む際、ドアが強風にあおられ勢いよく開いてしまい、隣に駐車していた相手方車両の運転席側後部側面を破損させてしまったものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は54万5,787円、過失割合は町が100%、相手方がゼロ%でございます。損害賠償の額は、54万5,787円でございます。

なお、本事案の損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の適用となり、保険から全額が負担されるものでございます。

また、今回の事故を受けての今後の対策としましては、公用車に乗り込む際の安全確認を徹底することで事故防止に努めてまいります。

総務課からの説明は以上でございます。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に全員協議会を開催いたします。本会議の再開は全員協議会終了後といたします。

休憩 午前 9時32分

再開 午前10時20分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。

初めに、当局から発言を求められておりますので、許可をいたします。

学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

先ほどの議案説明の中で、学校教育課から説明させていただきました第35号議案 令和7年度公立学校情報機器整備事業吉田町立小中学校学習者用コンピュータの取得についての説明の中で、一部私の発言に誤りがございましたので、訂正のほうをさせていただきたいと思っています。申し訳ございません。

訂正箇所でございますが、参考資料ナンバー4による事業概要のうち、事業の内容としまして、学習者用コンピュータ、クロームブックを令和7年10月31日までに、各学校の後、予備機分として327台と申し上げてしまいましたが、正しくは312台、計2,400台となりますので、訂正のほうをよろしくお願いいたします。大変失礼いたしました。

以上でございます

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） それでは、日程第3、第32号議案 専決処分の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

第32号議案についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いをいたします。発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いをいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり承認をいたします。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 次に、第33号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

第33号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いをいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり承認をいたしました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 次に、第34号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから第34号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、第34号議案については承認をいたします。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 続いて、日程第6、第35号議案 令和7年度公立学校情報機器整備事業吉田町立小中学校学習者用コンピュータの取得についてを議題とします。

これから第35号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 資料ナンバー4によりますと、納入期限が今年の10月31日ということになっております。実際、新しいクロームブックが入ってきたとして、個人情報を移し替えなければならないと思うんですけれども、納入された後のスケジュールというのをお聞かせください。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

端末の導入スケジュールでございますが、本契約は購入でございます。これが10月31日までにとということで、コンピュータが納入されます。その後に、キッティング作業というものがようになります。これは、利用開始に係る事前設定作業であったり、ネットワークの接続確認であったり、いろいろな事前準備があるんですが、これはまた別契約のものになります。この作業を今、予定では6月に発注しまして、コンピュータが10月末に納入されましたら、順次キッティング作業を今年度いっぱい、3月まで1台ずつやっていく予定でございます。

それで、今の予定では、令和8年4月1日に新しい端末で、全児童・生徒が運用できるように計画のほうは進めておりますが、状況によって前倒しする可能性はありますが、現時点では、このような予定で進める予定です。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そうすると、順次更新していくとすると、学校の授業日においてもやっていくと。一時子供たちが使えない状況が発生するということなのか、冬休みとか春休みとか休みのときにやると、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

4小・中学校で全て2,000台以上ございますので、やはり通常授業をやっているときには、なかなか難しいのかなというふうに考えるものですから、基本的には長期休みを利用したときに入替えをするようになると思います。ただ、今回のクロームブックというのは、そのパソコンのハードディスクとかにデータを保存とかではなくて、設定はあるんですけれども、基本的にはデータはクラウドというところで全て管理されていますので、入替え自体にすごく日数を要するというものではございません。極端な話、1日あれば、今使っているものと交換するというのは可能になってきます。

ただ、台数が多いものですから、やはり基本的には長期休みを利用しての交換になるかなと思いますが、詳細につきましては今後詰めさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そうしますと、先ほどの内容確認において、納入台数の根拠は令和7年3月3日現在の各学校の人数を基にしていると。今、基本的には来年度から扱い始めるとすると、令和6年度的人数で令和7年度を、減っていると思うんですよ、令和8年も減ると思うんですよ。だから、令和8年度から使い始めるのであれば、令和8年度的人数を想定し

た分、発注すべきだというふうに考えるんですが、なぜそこを基に、3月3日の人数を基に発注したんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

今回の契約は、静岡県が共同調達ということで、3月ぐらいに入札をかけて、4月当初に入札が行われたわけなんですけど、そのときに数字を固めるという意味合いで、3月3日の数字で計画のほうを上げさせていただいています。

実際、令和8年度4月1日からの運用でありますので、おっしゃられますように児童・生徒は減少傾向にありますので、その人数より減るということは考えられるかと思いますが、予備機の15%も補助の対象として認められている上限値を取って、やはり今現状、故障等も発生している中で、児童・生徒の空白を絶対なくすということで、そのような数量で計画のほうをさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 要は、入札時に数を確定するためであるとして、私からすると、安易に現状人数を報告したと。町としては、減るのは明らかなわけで、幼児の数を考えれば想定はできるんだけど、そういう想定をした人数を上げて、毎年大体、平均すれば50人減っています。100人減るわけですよ、2年間で。そうすると、台数も減るし、予備台数も減るとすれば、購入代金というのは減る。1億632万円だけでも、もっと安く購入することができる。

たとえ国とか県とかの補助があつて、町は3分の1で済むとしたとしても、より減らすことができるのであれば、やっぱりそういうことをしっかり考えた上で、発注台数というのを県に示すべきだというふうに思いますが、そういう考えは全くなかったんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

繰り返しになりますが、申請は3月3日現在の児童・生徒数で申請のほうを上げさせていただいております。

児童・生徒数が減れば、その分余剰になるというのは間違いのない話かもしれませんが、やはり昨年度も故障等において、一部行き渡らなかったという現象もございましたので、これだけ毎日、家にも持ち帰って利用するものが、やはり空白のときがあつてはならないという考えの下、また国も、そういった教育を止めないという方針で、15%まで補助の対象としてお認めいただいておりますので、町としては最大限、それを利用させていただいた数字で上げさせていただいたというものになります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 最後にしますけれども、私の質問は、今私が述べたような令和8年度の想定人数を算出して、それをやろうという考えがあつたのか、なかったのか、そこを聞いています。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

減少を見込んで申請するという考えはなくて、あくまでも令和7年3月のところで申請するという考えに基づいたものでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私も同じような質問なんですけれども、確かに令和7年の数字、その数字は必要最低限の数字かもしれない。ただ、今平野議員が言われるように、少なくとも人口減少の中で、小学校の人数、中学校の人数は本当に極端に減っていますよね。その中で、当然それを考えていかなきゃいかんと思いますよ。

そして、恐らく1億600万円、多分、15%という1,600万円ね。1億1,600万円のお金が、そこで予備として出るわけですね。そうすると、そういうものの、細かくなりますけれども、一つ一つの積み重ねをやっぱり常に考えていかないと、それでもし、先ほどから言っているように、それは県で決めたということなんですけれども、県も恐らく確かな根拠はないと思うんですよね。そうすると、やっぱりそういうもの実績を県のほうに示す、県は示せと言っているかどうか分かりませんが、そういうものの示したときの考えを、やっぱり県にも示すべきだと思うんですね。

そして、言わんとすることは、できるだけ効率よく安く、できることなら、税ですからね。そういうものをぜひ考えていただきたいと思うんですけれども、その辺のもっと、町からの県とか、そういう決めるものに関してのそういう提言とか、そういうのは全然ないわけですか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

県は国の方針に基づいて、今回第2期ということで、県は国のほうから基金の造成分の資金を頂いて、県で基金をつくって、そこから各市町に補助金として分配するような仕組みになってございます。補助率は3分の2で、町の負担としては3分の1、ただ、1台当たり5万5,000円という上限がございますので、そのはみ出てしまった、超えた分につきましては町負担になりますが、今回結果でいえば、それを超えることはないものですから、単純に3分の2は補助金で頂けるという中でございます。

そういう中で、県は各市町に必要台数を調査して、それを集計して、5万何台ということで、今回入札のほうをかけているんですが、その根拠となるのは各市町が上げたものでございまして、当町としては、先ほど申し上げましたとおり3月3日の数字で、予備機も含めて2,400台ということで申請させていただきます。県はそれを、各市町から上がってきたのを集計して、共同調達において入札にかけたということでございます。

ちょっと台数につきましては、減少傾向で余っていくんではないかという予想は成り立つところでございますが、先ほど申し上げたとおり、第2期においては、やはり故障も多かったという実情も踏まえて、補助で認められる最大限を整備するような計画を立てさせていただきました。

今後これが、また更新の時期がいずれやってくるとは思いますが、その先については、そういった数値も踏まえながら、また計画のほうを練っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第7、第36号議案 町道の路線廃止についてを議題とします。

これから第36号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第8、第37号議案 町道の路線認定についてを議題とします。

これから第37号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 先ほど、この道路は町のほうの設計の下で造られるということを伺いました。それで、開発行為をやるに当たって、もともと、そもそもの土地の状況、例えば田んぼであったりとか、もしかしたら雑種地で、駐車場代わりに使っていて結構固まっているととか、そういうことによって、地盤が多少なりとも軟らかくなったり、現状ここは養鰻池の跡地だかというふうに伺ったんですけども、そうすると、道路を造っても、長い間に、使っている間に沈下したりとか、道路が水路と団地がついたとか、そういうことも、もともとの地盤によっては、そういうことが起こり得ると思いますけれども、そういうことによって、この道路の設計図というのは変わったり何とかというのはありますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

もちろん議員のおっしゃいましたように、土地の状況によって、どのような形にするかというところは変わってきます。それは土地の改良をして、こちらは宅地造成されているところでございますので、造成がしっかりできているかということもありますし、もちろん道のところも、そういうことで改良しながら造られてくるものということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） そもそも地盤の改良というんですか、そういうものを、町が指導するというか、土地の軟弱さとかそういうものがあつたとしたら、それまで町のほうで指導して、地盤改良なり何なりして硬くしてという、そういうことになるんですかね。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

こちら、開発行為でできるものになってございまして、静岡県の手許を得て土地の開発を行っていくということでございます。ですので、まず基準となります県のほうの基準といえますか、あるもので対応していくということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今の話は了解しました。

あと、これまで、今回これが初めてじゃなくて、ずっと長い年月の間には、これまでこういう町道認定のために、開発行為のために道路を造ったりしたところが、町内何か所かあるわけですね、これまでにね。

それで、これというのは一定の、今、町の設計の基準があつて、それというのは何かしら、年数とともにというか、周りの状況によって、それがまた設計が、例えば舗装の厚みが変わるとか、下の路盤の厚みが変わるとか、そういうふうな変更というのはあつたりするんですかね。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

道路の場合ですと、道路構造令というものございまして、その中で、道路構造令のほうの変更といえますか、そういうものがあれば、そちらのものはまた変えていくというような形

になります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今のは、町で特別基準があつて変えていくんじゃなくて、何かを基に、町がそれに従つて変えていくということでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 基本的に道路もというところになるんですけども、造るものについては基準がございますので、その基準に沿つて、新しいものであれば、そのものになるような形で整備をしていくということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 先ほど全協でお聞きをしました。この1253号、民附11号線、その付け根の323-17のところですけども、我々が建築基準法の中で、道路位置指定の許可、そのときも、先ほどの都市計画と同じですけども、カイテイをつけなさいと。この地図を見ると、水路の向こう側に、下にちょうどいい例が、同じ例があります。

ここの土地の状況って、多分見ていないと思うんですが、状況から判断すると、恐らくこの部分で、道路にやっても、このうちは話ができて、そうすると、道路の接続、道路が次の道路に接続することができるんですよ。そうすると、当然、先ほど言った安全性の部分であるとか、トラブルの部分であるとか、そういうものの解消は間違いなくできるわけですね。

そうすると、そういうような交渉というか、そういうものというのは、これはまだこれからですけども、これからそういう交渉をしてやる可能性ってあるんですか。私としては、やったほうがいいと思いますけれども。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

参考資料のほうを見ていただくとということなんですけれども、こちらのところのナンバー6の2ページのところにあります民附9号線のところ、こちら、地番のほう为民附9号線の横のところに、横といいますか、左側のところにあるところの土地になるんですけども、ここのところにつきましては、位置指定ということで、位置指定になっているものでございまして、同じように開発行為でやるところの土地につきましても、先ほど議員のおっしゃられたように、位置指定道路があればそのところにつなげるとか、そうでないところでも、道路が延びてくるところがあれば、道路がつながるような形で整備のほうを進めていただくというような形で、開発の中でお願いしていくということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） その前の1ページを見てくださいか。

11号が今、ずっと延長線上、途中で切れていますよね。恐らくここにつながるような、最終的な計画になると思うんですよ。その間で、それがつながればいいんですけども、つながっていくでしょう、最終的には、下の9号線と同じようにね。

そのとき、それまでの基準法上の何条の何項の何レイに示されるとおりと出るわけですね。

れども、先ほど聞いたかったのがその部分で、そういう今、ここをつけることによって、安全であるとか、利便性であるとか、僅かこれ、何平米ぐらいですかね、10平米いかないんじゃないですか。その辺のものに関しても、しっかり交渉というか、やってあれば、住む人たちが助かるわけですよ。そういうものの交渉というのは考えたんですか、それとも、これからできると思いますか。そういうものに関しての交渉というのは、私はやったほうがいいと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

こちらのところのものを今後どうしていくかというところは、まだ決まっていないところがございますので、一概には言えないんですけども、ここというわけではなく、議員がおっしゃられたような形で、道がつながっていけるようなところについては、つながっていくような方法を取っていくということになります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の回答で、まだこれからの可能性があるを確認しましたので、ぜひその辺はやっていただきたいと。助かるのはそこに住んでいる人たちですから、ぜひその辺をまたしっかりと、交渉していただいたらどうですかと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、これで質疑を終結します。

討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

当局の皆さんについては、ここで御退席をいただいて結構でございます。議会の組織構成が決定され次第、連絡をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○副議長（蒔田昌代君） では、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ここからは議長に代わりまして、副議長が議事を進めます。

◎日程の追加について

○副議長（蒔田昌代君） 議長、大石 巖君から議長の辞職願が提出されています。
お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（蒔田昌代君） 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定しました。

◎議長辞職の件

○副議長（蒔田昌代君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、大石 巖君の退場を求めます。

〔議長 大石 巖君退場〕

○副議長（蒔田昌代君） では、事務局長に辞職願を朗読させます。

〔議会事務局長 伊藤美絵君朗読〕

○副議長（蒔田昌代君） お諮りします。

大石 巖君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（蒔田昌代君） 異議なしと認めます。

したがって、大石 巖君の議長の辞職を許可することに決定しました。

大石 巖君の退場を解きます。

〔13番 大石 巖君入場〕

○副議長（蒔田昌代君） ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催しますので、第2会議室へお集まりください。

再開は全員協議会終了後とします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時38分

○副議長（蒔田昌代君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ただいまの出席議員は11名です。

◎日程の追加について

○副議長（蒔田昌代君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（蒔田昌代君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議長選挙

○副議長（蒔田昌代君） 追加日程第1、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（蒔田昌代君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番、大石裕之君及び4番、楠元由美子君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（蒔田昌代君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（蒔田昌代君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

1番、大石裕之君、4番、楠元由美子君、点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○副議長（蒔田昌代君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

初めに、3番、盛 純一郎君が投票後、1番から順番に投票願います。

〔投票〕

○副議長（蒔田昌代君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（蒔田昌代君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1 番、大石裕之君及び 4 番、楠元由美子君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○副議長（蒔田昌代君） 選挙の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、増田剛士君 7 票、蒔田昌代君 4 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

したがって、増田剛士君が議長に当選されました。

〔議場開鎖〕

○副議長（蒔田昌代君） ただいま議長に当選された増田剛士君が議場におられます。

会議規則第32条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

◎議長就任挨拶

○副議長（蒔田昌代君） 増田剛士君から、議長当選の承諾を兼ねた御挨拶をお願いします。

〔議長 増田剛士君登壇〕

○議長（増田剛士君） 増田剛士でございます。

このたびは、皆様の御支援をいただき、議長の席をいただくことになりました。先ほど申したように、残り 2 年、事に向かい、事と向き合い、事に向かう、そんな議会をつくってまいりたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○副議長（蒔田昌代君） ありがとうございます。

以上で副議長の職務は終了しました。議長と交代します。御協力ありがとうございました。ここで暫時休憩とします。

増田剛士議長は議長席にお着き願ひます。

〔新議長、議長席に着く〕

○議長（増田剛士君） では、ここから議長が議事を進めます。

ここで資料配付のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午前 11 時 46 分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議長（増田剛士君） 副議長、蒔田昌代君から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎副議長辞職の件

○議長（増田剛士君） 追加日程第１、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、蒔田昌代君の退場を求めます。

〔副議長 蒔田昌代君退場〕

○議長（増田剛士君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

〔議会事務局長 伊藤美絵君朗読〕

○議長（増田剛士君） お諮りします。

蒔田昌代君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、蒔田昌代君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

蒔田昌代君の退場を解きます。

〔１２番 蒔田昌代君入場〕

○議長（増田剛士君） ここで暫時休憩といたします。

再開を午後１時といたします。

なお、休憩中に全員協議会を開催いたします。昼食後は第２会議室にお集まりいただきたいと思います。よろしくお願いします。１時から全員協議会を開催。

休憩 午前１１時４９分

再開 午後 １時１１分

○議長（増田剛士君） 再開いたします。

出席議員数は10名であります。

◎日程の追加について

○議長（増田剛士君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◎副議長選挙

○議長（増田剛士君） 追加日程第1、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（増田剛士君） ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、福世義己君及び6番、三輪美由紀君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（増田剛士君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

5番、福世義己君及び6番、三輪美由紀君、点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（増田剛士君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

初めに、1番から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（増田剛士君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

5番、福世義己君及び6番、三輪美由紀君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（増田剛士君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票数10票、有効投票数のうち、楠元由美子君5票、山内均君5票。

この選挙の法定得票数は3票であり、山内 均君と楠元由美子君の得票数は、いずれもこれを超えております。両君の投票数は同数であります。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。楠元由美子君及び山内 均君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順番を決めるためのものであります。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものであります。

くじは抽せん棒で行います。

5番、福世義己君及び6番、三輪美由紀君、くじの立会いをお願いいたします。

大丈夫ですね。確認できましたか。

まずは、予備抽せんをやります。1番、2番、棒に書いてございます。順番が決まります。もう一度やってもらって、1番を引いた方が当選人ということでございます。

まず、くじを引く順番を決めるくじを行います。

楠元由美子君、山内 均君、こちらに来て、くじを引いてください。

これを決める順番はないので、議席の若い順でお願いします。

まず、楠元由美子君。

〔くじを引く〕

○議長（増田剛士君） くじを引く順番が決定いたしましたので、御報告いたします。

まず初めに、山内 均君、次に、楠元由美子君、以上のとおりでございます。

ただいまの順番により、当選人を決定するくじを行います。

まず最初に、山内 均君、お願いします。

〔くじを引く〕

○議長（増田剛士君） くじの結果を報告いたします。

くじの結果、山内 均君が当選人と決定いたしました。

〔議場開鎖〕

○議長（増田剛士君） ただいま副議長に当選された山内 均君が議場におられます。

会議規則第32条2項の規定によって、当選の告知をいたします。

◎副議長就任挨拶

○議長（増田剛士君） 山内 均君から、副議長当選の承諾を兼ね、御挨拶をお願いいたします。

山内 均君。

〔副議長 山内 均君登壇〕

○副議長（山内 均君） 山内 均であります。ありがとうございます。

私は、先ほど申し上げたとおり、議長の事に向かう、その姿勢を大事にし、私がやろうとすることは、とにかく分裂ではなくて一体化、連携、先ほどそう求めたんですけれども、連携とか一体感をしっかりと出して、議長の抱負を支えながら、しっかりとやっていきますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（増田剛士君）　ここで資料配付のため、暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時２４分

再開　午後　１時２８分

○議長（増田剛士君）　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議長（増田剛士君）　お諮りします。

議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君）　異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに行うことに決定いたしました。

◎議席の一部変更

○議長（増田剛士君）　追加日程第１、議席の一部変更を行います。

議長及び副議長の選挙に伴い、会議規則第４条第３項の規定によって、議席の一部を変更いたします。

この変更に伴う議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長　伊藤美絵君朗読〕

○議長（増田剛士君）　ただいま事務局長朗読のとおり、議席を変更いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に御自分の氏名票をお持ちいただき、議席の移動をお願いいたします。

また、次の日程は、常任委員会の委員の選任を行います。このため、休憩時間中に全員協議会を開き、調整を行いますので、第２会議室にお集まりください。

再開は全員協議会終了後といたします。

休憩　午後　１時３１分

再開　午後　１時５６分

○議長（増田剛士君）　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は１０名であります。

◎常任委員会委員の選任

○議長（増田剛士君） 日程第10、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、お手元に……今印刷しております。

暫時休憩とします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時59分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

委員の選任につきましては、委員会条例第5条第4項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

この休憩中に各常任委員会を開催し、委員会条例第6条第2項の規定によって、委員長及び副委員長の互選をお願いしたいと思います。

なお、この互選の結果を委員長から議長へ報告願います。報告が終わり次第、全員協議会を開催し、議会運営委員会委員の選任を行うこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

再開は全員協議会終了後となります。

では、よろしくお願ひしたいと思います。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時40分

○議長（増田剛士君） では、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

各常任委員会から正副委員長互選の結果の報告を受けました。その結果を報告いたします。

総務文教常任委員会の委員長に八木 栄君、副委員長に楠元由美子君。

産業建設常任委員会の委員長に大石 巖君、副委員長に平野 積君。

以上のとおり各常任委員会で決定された旨、報告を受けました。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（増田剛士君） 日程第11、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第5条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

この休憩中に議会運営委員会を開催し、委員会条例第6条第2項の規定によって、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

なお、互選の結果を委員長から議長へ報告を願います。

再開は報告を受け次第となります。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時59分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名でございます。

ただいま、議会運営委員から正副委員長互選の結果の報告を受けました。その結果を報告いたします。

委員長に平野 積君、副委員長に三輪美由紀君。

以上のとおり決定された旨、報告を受けました。

◎日程の追加について

○議長（増田剛士君） お諮りします。

議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申出がございます。

議会閉会中の継続調査について日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、議会閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに

議題にすることに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（増田剛士君） 日程第1、議会閉会中の継続調査についてを議題といたします。
お諮りします。

委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査となることに決定いたしました。
ここで暫時休憩いたします。

休憩中に全員協議会を開きますので、第2会議室にお集まりください。

再開は全員協議会終了後といたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時27分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 以上で、令和7年第2回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了いたしました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 御苦労さまでございました。

◎議長挨拶

○議長（増田剛士君） 本臨時会におきましては、予定された議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。

なお、本日より新しい議会の構成となりましたので、皆様、よろしくお願ひしたいと思います。

私が就任する前に申し上げたように、事と向き合い、事に向かうという精神でやっていきたいと思ひますので、今後ともよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

◎閉会の宣告

○議長（増田剛士君）　これで令和7年第2回吉田町議会臨時会を閉会いたします。
御協力ありがとうございました。
これにて散会いたします。

閉会　午後　3時29分